

新型・季節性インフルエンザ予防対策のお知らせ

空気が乾燥し、インフルエンザ等が流行する季節が近づいてきました。インフルエンザの感染を防ぐためにも、普段から手洗い、うがい等を積極的に実施して予防に努めましょう。

また、今年のインフルエンザ予防接種のワクチンは、新型と季節性が一緒になったものとなりました。接種を希望される方は、必ずかかりつけ医に相談して接種を受けるようにしてください。

なお、接種費用の助成対象者（下記）には、「新型インフルエンザ予防接種費用免除資格者証兼代理受領委任状・予診票（以下「資格者証・予診票」という。）」が郵送されていますので、ご確認のうえ、必要事項を記入してご利用ください。

優接種費用助成対象者 南部町内に住所がある次の表のいずれかの方

対 象 者	助 成 額
生活保護・非課税世帯員の方	全 額
65歳以上の方	
60歳以上65歳未満の特定疾患及び障害を有する方	
15歳以下の方（1回のみ）	自己負担1,000円を差し引いた残額

注）対象年齢は接種日
（～平成23年1月31日）
を基準

※15歳以下の方で、山梨県内の医療機関以外で接種を受ける場合は、一旦医療機関窓口で費用をお支払いいただき、次の1～3を持参のうえ、福祉保健課窓口の「償還払い請求書」で請求してください。

1 資格者証・予診票、又は接種済証 2 領収書等 3 助成金振込み口座の分かる資料

町内接種医療機関

接種を希望される方は、前もって医療機関に予約をしてください。

佐野医院 ☎64-2037
富河医院 ☎66-2009
南部診療所 ☎64-3117
万沢診療所 ☎67-1030
望月医院 ☎66-2102

接種費用助成期間

平成22年10月20日～平成23年1月31日

お問合せ先

福祉保健課健康増進係
☎64-4836

11月は「児童虐待防止 推進月間」です

月間標語

『「見ないすな
幼い子どもの SOS」』

近年、児童に対する虐待等の事件が多発し、大きな社会問題となっています。そこで、地域住民が協力して子供たちを守り、虐待があらわれない、安心して安全な生活ができる町・社会にしていきたい。

次のようなことが児童虐待となります。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- 2 児童にわいせつな行為をすること、又はさせること
- 3 児童の正常な心身の発達を妨げるような行為（減食・長期間放置等）
- 4 児童に対する暴言、同居する家族内における暴力等

要保護児童対策地域協議会

南部町では虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、県や町の関係機関の代表者等から構成する要保護児童対策地域協議会を設置しています。この協議会は、役場子育て支援課を窓口として、児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で要保護児童への支援対策を実施するものです。

※虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときには、ご連絡ください。

連絡（通告）をしていただい人の秘密は法律で守られています。

子育て支援課 ☎64-4830

税務署からのお知らせ

～相続又は贈与等に係る生命（損害）
保健契約等に基づく年金の
税務上の取扱いの変更について～

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いを改める事としました。

この取扱いの変更により所得税の還付を受ける事が出来る場合があります。詳しくは、最寄の税務署にお問い合わせ下さい。

鰺沢税務署 ☎056-22-3191

労働保険に加入しましょう

11月は「労働保険適用
促進強化期間」です。

労働保険は、業務上や通勤による労働者の負傷・病気の保障、労働者の失業時の補償、雇用継続のための給付、事業主への助成等を行う公的保険です。

労働者を一人でも雇用している事業所は、労働保険への加入が義務づけられています。未加入の場合はお早めに入会手続きをしましょう。

お問合せ

鰺沢労働基準監督署 ☎0556-22-3181
ハローワーク鰺沢 ☎0556-22-8689

山梨県最低賃金は、

1時間 **689円**

詳しくは

山梨県労働局賃金室へ
（☎055-225-2854）

「山梨県最低賃金」は、平成22年10月17日より1時間689円に改定されました。

最低賃金についての問合せは、山梨県労働基準局賃金室または最寄の労働基準監督署におたずねください。

12月10日は『人権デー』です。

平成22年度啓発活動重点目標

『みんなで築こう 人権の世紀』

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～』

特設人権相談所開設のお知らせ

- ◇日 時：12月10日(金) 10:00～15:00
- ◇場 所：南部町総合会館2階 第3会議室
- ◇料 金：無料
- ◇相談内容：いじめや体罰の問題、家族、相続などについて、その他人権に関すること。

お問合せ

甲府地方法務局鯉沢支局 ☎0556-22-0148

戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が、平成22年10月25日(月)から始まりました。

- ・対象者は、戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方です。
- ・請求受付機関は、平成22年10月25日～平成24年3月31日です。
- ・当基金から請求書類をお送りします。まだ、お手元に届いていない方は、当基金にお電話下さい。

受付時間 平日 9:00～18:00

お問合せ

独立行政法人

平和祈念事業特別基金事業部特別給付金担当

☎0570-059-204 (ナビダイヤル)

☎03-5860-2748 (IP電話・PHS)

国民年金保険料収納業務の民間委託のお知らせ

- 日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れの方に対して、電話・文書・訪問などによる納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を、**下記事業者へ委託しています。**

㈱エヌ・ティ・ティ・ソルコ 問い合わせ先 0120-722-030

★振り込め詐欺などにご注意！

- ◎委託事業者が電話により納付のご案内を行う場合は、お客様の納付状況を確認しながら厚生労働省（日本年金機構）が発行する納付書により、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで保険料を納めていただくよう依頼します。このため、**銀行の口座番号を指定し、ＡＴＭの操作により保険料の振り込みをお願いすることはありません。**

- ◎委託事業者の「納付督励員」が訪問して保険料をお預かりする場合、身分証（納付督励員証明証）を提示し、厚生労働省（日本年金機構）が発行する納付書をお持ちの方に限り、保険料をお預かりすることが可能となっています。**納付書をお持ちででない方から、保険料をお預かりすることは決してありません。**



日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

問い合わせ先

竜王年金事務所国民年金課

TEL. 055-278-1104

元気です!! なんぶ

介護予防に向け活動



今回は南部町の介護予防活動のために日々活躍されている方々を紹介します。『パワリハビリ教室』は介護予防を目的とした運動を行なう教室です。理学療法士が各参加者にあつた運動メニューの組立て・指導を行い、看護師が参加者の体調を管理しています。運動には6台のマシーンを使っており、順々に参加者が取組んでいきます。しかし、マシンを使うため、安全面から見守りが必要になること、参加者を一人一人に指導を行なうとなると、教室従事者だけでは全体を見守る・指導するためには人数が不足してしまいます。そこで大きな役割を担っているのがボランティアの皆さんです。総勢7名のボランティアの皆さんは、以前から教室の参加者であつた方々で、長年に渡って協力していただいています。



ボランティア活動はもちろんですが、活動を通してボランティア同士や参加者との交流を、教室に参加する一員として楽しまれています。ボランティアの一人、若林さんは「ボランティア同士や参加者と交流できることは何より楽しい。自身の健康にもつながるからこれからはも続けていきたい」と、他者との交流に、このボランティアの魅力を感じられています。ボランティアの方々も教室の一員として、経験者としての目線を活かし、互いに支えあいながら活動をしています。